

在住外国人山形魅力体験バスツアー・情報発信業務委託基本仕様書（企画提案用）

本仕様書は、山形県が実施する標記事業の業務を委託するにあたり、必要な事項を定めたものであり、受託者は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

1 委託業務名

在住外国人山形魅力体験バスツアー・情報発信業務

2 業務の目的

山形県内在住外国人の方々に、地域との交流を通じて本県の魅力を様々な観点から感じてもらうことで、本県のファンになっていただくこと。また、本県の魅力を外国人目線で国内外へ発信してもらうことにより、山形県の認知度向上を図ること。

3 委託業務期間

契約締結の日から令和8年3月6日まで

4 委託業務内容

本業務委託は、県内在住外国人の方々を対象に、地域との交流を楽しみながら、四季ごとに特色のある県内地域の文化や行事等を体験するバスツアーを実施することとし、バスツアーの企画、参加者の募集や連絡調整、訪問先との打合せや連絡調整、バスツアーの運営、アンケートの実施等、一連の業務を委託するものである。

(1) 業務の基本事項

- ① 実施回数は3回とし、やまがたの季節の魅力を感じられるよう実施時期を調整すること。（春は除いて、同じ季節の中で2回ツアーを実施しても構わない。）
- ② 昼食を含めた日帰りのツアーとすること。
- ③ 参加対象は、原則として山形県に来てから5年以内の県内在住かつ在勤の外国人とする。
- ④ 各回の募集人数（定員）を提案すること。また、3回を通して参加者は重複しないようにすること。

(2) バスツアーの企画・調整

- ① 下記の要素に触れる機会を必ず全3回のバスツアー中に1回は取り入れ、山形県の魅力が存分に体験でき、参加者個人のSNS等で発信したくなるような内容を提案すること。なお、「ア やまがたの四季」及び「キ 地域との交流」の要素は、各回に取り入れること。

ア やまがたの四季

イ 地域伝統

ウ 食文化

エ 雪

オ さくらんぼ

カ 精神文化

キ 地域との交流（例：農業や伝統工芸に携わる方々との交流）

- ② 集合解散場所については、県内在住かつ在勤の外国人が満遍なくバスツアーへ参加できるように、村山、最上、置賜、庄内地域の4地域を、それぞれ1回以上ずつ発着地とし、各地域の中で公共交通機関でのアクセスが良い場所とすること。また、1回のツアーで、発着場所を2か所以上設定することも構わない。
- ③ バスツアーを安全かつ円滑に実施する添乗員を手配し、当日のバスツアーに随行し、山形県の魅力が伝わるようにガイドを行うこと。
- ④ 県内の移動は専用の運転手付きバス車両によることとし、円滑な移動ができるよう手配、運行を行うこと。
- ⑤ 昼食及び昼食場所を手配、確保すること。なお、参加者が宗教上・身体上の理由により口にできない飲食物を事前に確認し、最大限の配慮をすること。
- ⑥ ツアー行程中に必要な食事代、体験料、入場料等に係るすべての費用を本委託費に含めるものとする。また、ツアー運営費に充てるため、参加者1人当たり2,000円の参加費を徴収することとし、参加費の合計額を本委託費用から除くこと。バスツアー集合解散場所までの旅費は参加者の自己負担とする。

(3) 参加者及び訪問先との調整

- ① 参加者の募集、とりまとめ、その他一切の連絡調整を行うこと。また、県内在住かつ在勤の外国人をどのような方法で募集するか、できるだけ具体的に提案すること。
- ② 訪問先との打合せ、その他一切の連絡調整を行うこと。
- ③ 参加者に対して、バスツアーの全行程、必要な持ち物、ルールや安全対策などの注意事項、緊急連絡先等を記載した資料を事前に提供すること。
- ④ バスツアー内容を変更する場合は、概ね一週間前までに参加者に変更の連絡をすること。また、天候などによりバスツアーの実施が困難であると判断した場合は、直ちに参加者へ連絡すること。

(4) バスツアー当日の運営

- ① バス出発前に参加者にシートベルトの着用を促し、参加者がシートベルトを着用していることを確認の上、出発すること。また、乗務員に対して、制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するように徹底すること。
- ② ツアー行程中の体験や見学等の開始前に、参加者に対して、概要やルール等の必要事項の説明を行うこと。
- ③ バスツアーの実施記録を、カメラ等を用い記録すること。なお、撮影に当たっては、参加者及び訪問先に事前に確認を行い、撮影した写真などは県がウェブサイト及びその他広報資料等において使用することがある旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

(5) 日本語が堪能ではない参加者への配慮

参加者は日本語が堪能でないことを想定し（日本語能力試験 JLPT の N5～N3 程度）、参加者の募集及び参加者への連絡や当日の説明、配布資料等においてどのような配慮が可能か提案すること。

（参考：令和6年度参加者出身国・地域）ミャンマー、ベトナム、フィリピン等

(6) その他

- ① 参加者に対して、バスツアーの感想、意見、SNS での情報発信有無等を把握するためのアンケートを実施し、その結果を取りまとめること。アンケートの内容については、県と協議の上、決定するものとする。
- ② バスツアー中の事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。保険の内容は、死亡・後遺障害、入院・通院、第三者・訪問先への賠償責任等を補償するものとする。
- ③ 天候や感染症の急拡大等の理由でバスツアーを実施できない場合は、原則として延期とし後日再度バスツアーを企画、実施すること。なお、中止により発生した経費負担は委託費用内に含むものとする。
- ④ バスツアーに関する取材依頼があった場合は積極的に応じること。
- ⑤ 上記以外で、本事業の目的達成のために有効な取組みがある場合は提案すること。

5 成果品

(1) 実績報告書

以下の内容を記載した報告書を各回終了後 1 か月以内に提出すること。なお、バスツアー当日の様子が分かる写真を添付すること。ただし、④については、3 回目のツアー終了後に全 3 回分の経費を合算し提出すること。

- ① バスツアーの実施内容
- ② バスツアーの評価や反省点
- ③ 参加者アンケートの集計結果
- ④ 経費精算書

(2) 本業務により作成したデータ等

本業務において作成した参加者の一覧や、動画、画像及び撮影した写真等のデータを提出すること。なお、これらの著作権は、すべて県に帰属するものとする。

6 留意事項

- (1) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。
- (2) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (3) 受託者は、県との間で本業務を実施するために必要な打合せを随時実施すること。また、受託者は進行状況等について、県に定期的な報告を行うこと。
- (4) 受託者は本業務上知り得た個人情報等の事項を第三者に漏洩しないように十分注意すること。
- (5) 受託者は本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (6) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ県と協議し、県の承認を得ること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項が発生した場合、県と受託者間で別途協議のうえ定めるものとする。